

サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する届出書(地域密着型介護老人福祉施設)

1 事業所名	
2 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了
3 施設種別	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
4 届出項目	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ ② サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ ③ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ④ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ⑤ 日常生活継続支援加算

○サービス提供体制強化加算に係る届出内容

5 介護福祉士等の状況	① 介護職員の総数(常勤換算)	人		有・無
	② ①のうち介護福祉士の総数(常勤換算)	人		
→ ①に占める②の割合が60%以上				有・無
→ ①に占める②の割合が50%以上				有・無
6 常勤職員の状況	① 看護・介護職員の総数(常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が75%以上	有・無
	② ①のうち常勤の者の総数(常勤換算)	人		
7 勤続年数の状況	① サービスを直接提供する者の総数(常勤換算)	人	→ ①に占める②の割合が30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人		

○日常生活継続支援加算に係る届出内容

8 入所者の状況及び介護福祉士の状況	入所者の状況 (下表の①については①を記載した場合は②若しくは③のいずれかを、④を記載した場合は⑤を必ず記載すること。)		有・無	
	① 前6月又は前12月の新規入所者の総数	人		
	② ①のうち入所した日の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の数	人		→ ①に占める②の割合が70%以上
	③ ①のうち入所した日の日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者の数	人		→ ①に占める③の割合が65%以上
	④ 入所者総数	人		
	⑤ ④のうち社会福祉士及び介護福祉士施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の数	人		→ ④に占める⑤の割合が15%以上
<p>※【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条】 社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項の厚生労働省令で定める医師の指示の下で行われる行為は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 口腔内の喀痰吸引 2 鼻腔内の喀痰吸引 3 気管カニューレ内部の喀痰吸引 4 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 5 経鼻経管栄養 				
介護福祉士の割合				
④ 介護福祉士数(常勤換算)	人	→ ④介護福祉士:①入所者数が1:6以上	有・無	

備考1 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。

備考2 介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設と(介護予防)短期入所生活介護において、別の加算を取得する場合は、別に本届出書を提出してください。空床利用型の(介護予防)短期入所生活介護について届け出る場合は、本体施設である介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設における状況を記載してください。

備考3 ①で前6月(前12月)の新規入所者の総数を用いる場合、②及び③については、当該前6月(前12月)の新規入所者の総数に占めるそれぞれの要件に該当する者の数を記載してください。